

農業災害補償法の一部を改正する法律の概要

平成29年7月
農林水産省

I 趣旨

農業経営の安定を図るため、従来の農業共済事業に加え、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業を創設する等の措置を講ずる。

II 法律の概要

1 題名

法律名を「農業災害補償法」から「農業保険法」に改める。

2 農業経営収入保険事業の創設

(1) 保険資格者 (第176条及び第177条)

- ① 青色申告を行い、経営管理を適切に行う農業者（個人・法人）とする。
- ② 農業経営収入保険は、保険資格者が申し込み、全国連合会が承諾する方式（任意加入制）とする。
- ③ 類似制度の加入者は、農業経営収入保険に加入できないこととする。

(2) 対象収入 (第179条)

農業者が自ら生産した農産物（農産物に簡易な加工を施したものを含む。）に係る収入金額（農業収入金額）とする。

(3) 補償内容 (第16条、第18条、第180条～第182条)

- ① 保険期間中の農業収入金額が、過去一定年間の農業収入金額等を基に定めた基準収入に農業者が選択する割合を乗じた金額を下回った場合に、下回った金額の一定割合の金額を支払う。
- ② 農業経営収入保険においては、保険方式と併せて積立方式を組み合わせることができることとする。
- ③ 保険料率は、危険段階ごとに定めることとする。
- ④ 農業経営収入保険の保険料の2分の1を、積立方式による補填の4分の3を、それぞれ国が負担する。

3 農業共済事業の見直し (第97条、第135条（旧第16条）、第137条等)

- ① 農作物共済の当然加入制を廃止し、任意加入制とする。
- ② 家畜共済を死亡廃用共済及び疾病傷害共済に分離、家畜共済の支払機会の拡大（と畜場で発見される牛白血病、共済加入者間で取引された家畜の初期2週間の事故については、政令等で規定する。）等の見直しを行う。
- ③ 共済掛金率は、危険段階ごとに定めることとする。
- ④ 引受方式、共済金の算定方法、国の再保険方式等の詳細については、政省令で規定することとする（一筆方式の廃止及びその移行時期等については、省令で規定する。）。

4 全国連合会 (第5条、第175条、第188条等)

- ① 全国を区域とする農業共済組合連合会(全国連合会)を設立できることとする。
- ② 全国連合会は、農業経営収入保険の運営等を行うものとする。
- ③ 全国連合会から、農業共済組合、市町村等への事務委託を可能とする。

5 政府再保険等 (第204条、第224条等)

- ① 政府再保険に全国連合会の行う農業経営収入保険を追加する。
- ② 都道府県知事の要請を受けて、農林水産大臣が農業共済組合に対する検査を実施できることとする。

6 罰則 (第189条、第227条等)

農業経営収入保険の事務に関わる役職員に秘密保持義務を課すとともに罰則を整備するほか、他法令に合わせた罰金等の引上げを行う。

7 その他 (第91条等)

農業共済組合の合併規定の整備その他所要の規定を整備する。

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日及び新制度への移行時期 (附則第1条、第7条～第9条及び第11条)

平成30年4月1日(農業経営収入保険の実施及び農業共済の新制度への切替えは、平成31年産からとする。)

2 検討 (附則第14条)

政府は、この法律の施行後4年を目途として、農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとする。